旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 11 月 1 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社タクシーアシスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5972号　④株式会社タクシーアシスト　東京都台東区台東３丁目16番５号　代表取締役　清野吉光　⑤本店営業所　東京都台東区台東３丁目16番５号ミハマビル２階　⑥平成19年11月９日　⑨平成28年10月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫株式会社タクシーアシスト　東京都台東区台東３丁目16番５号　代表取締役　清野吉光

Ｂ　①三島株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6486号　④三島株式会社　東京都江戸川区松島三丁目20－６　コーポ90.　201号室　代表取締役　婁宏岩　⑤本社営業所　東京都江戸川区松島３丁目20－６　コーポ90.　201号室　⑥平成23年11月１日　⑧平成28年10月４日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区松島三丁目20－６　コーポ90.　201号室　三島株式会社　代表取締役　婁宏岩

Ｂ　①株式会社ヒット（ヒットツアーズ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3117号　④株式会社ヒット　東京都江東区扇橋二丁目４番７号　代表取締役　平田猛　⑤本社営業所　東京都江東区扇橋二丁目４番７号　⑥平成３年８月７日　⑧平成28年９月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区扇橋二丁目４番７号　株式会社ヒット　代表取締役　平田猛

Ｂ　①株式会社東京エコソリューション　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－988号　④株式会社東京エコソリューション　神奈川県横浜市緑区十日市場町895番地５　代表取締役　吉濱健二　⑤本社営業所　神奈川県横浜市緑区十日市場町895番地５　⑥平成23年11月２日　⑧平成28年９月２日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市緑区十日市場町895番地５　株式会社東京エコソリューション　代表取締役　吉濱健二

Ｂ　①有限会社ビッグウェーブ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－805号　④有限会社ビッグウェーブ　横浜市都筑区荏田東三丁目１番７－204　代表取締役　渡邉万里　⑤本店営業所　横浜市都筑区荏田東三丁目１番７－204　⑥平成14年10月17日　⑧平成28年８月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市都筑区荏田東三丁目１番７－204　有限会社ビッグウェーブ　清算人　渡邉松雄

Ｂ　①ニシオトラベル　②第３種旅行業　③静岡県登録旅行業第３－624号　④西尾優　静岡県掛川市下垂木1955番地の１　⑤本社営業所　静岡県掛川市下垂木1955番地の１　⑥平成26年４月18日　⑧平成26年７月18日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県掛川市下垂木1955番地の１　西尾優

Ｂ　①株式会社Ｍ＆Ｓ　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業３－268号　④株式会社Ｍ＆Ｓ　那覇市安里１－８－13タマキ硝子店ビル４Ｆ　代表取締役　朴哲住　⑤本社営業所　那覇市安里１－８－13タマキ硝子店ビル４Ｆ　⑥平成19年５月25日　⑧平成24年５月24日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫那覇市安里１－８－13タマキ硝子店ビル４Ｆ　株式会社Ｍ＆Ｓ　代表取締役　朴哲住

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 11 月 1 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社大空商事　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－306号　④株式会社大空商事　糸島市浦志一丁目７番３号　代表取締役　新冨哲也　⑤本社営業所　糸島市浦志一丁目７番３号　⑥平成元年12月15日　⑦平成28年９月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①トラベリッチ株式会社　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－233号　④トラベリッチ株式会社　熊本市西区横手四丁目12番10号　代表取締役　齊藤堅二　⑤本社営業所　熊本市西区横手四丁目12番10号　⑥平成12年３月24日　⑦平成28年９月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社プリンセス・インターナショナル・トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3530号　④株式会社プリンセス・インターナショナル・トラベル　東京都西多摩郡日の出町大字大久野102番地11　代表取締役　村田正木　⑤本社営業所　東京都西多摩郡日の出町大字大久野102番地11　⑥平成８年３月13日　⑦平成28年９月28日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己